

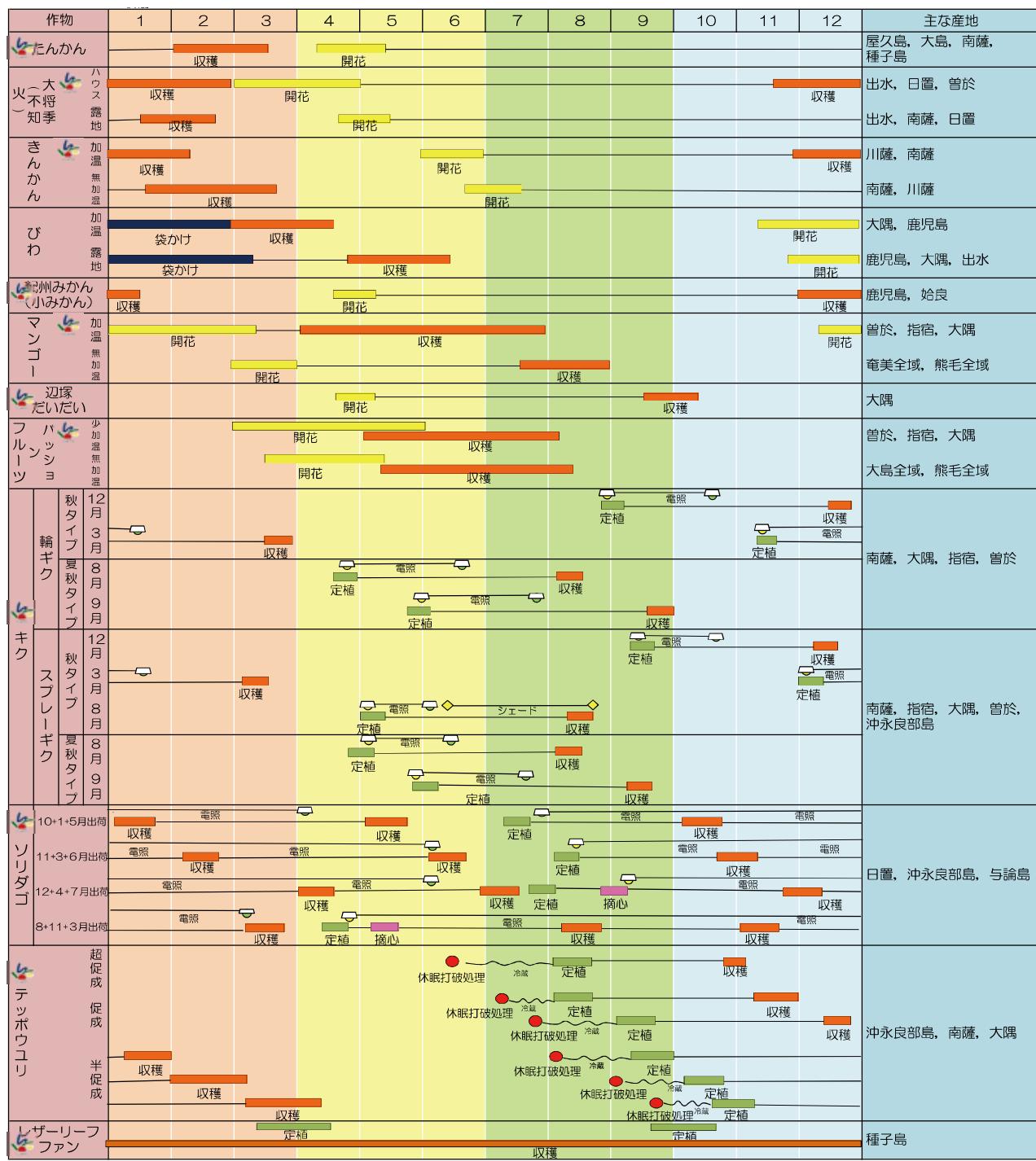
參考資料



作物カレンダー

作物	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	主な产地
水稻	早期 普通期			播種	田植		収穫						熊毛、薩摩半島中南部、大隅半島南部
					播種	田植				収穫			県本土
大豆							播種				収穫		県本土
さつまいも <small>(食 用)</small>	超早掘	植付			収穫								南薩
	早掘	植付			収穫								南薩
	普通掘	植付			収穫								熊毛、大隅、南薩
	晩掘	植付			収穫								
さとうきび	春植	植付								収穫			
		収穫(株出)								収穫			種子島、奄美地域
	夏植					植付							
		収穫(株出)								収穫			
茶				一番茶	二番茶	三番茶	四番茶			秋冬番茶			県本土、熊毛、徳之島
葉たはこ	播種	植替	植付		収穫								南薩、北薩、大隅、種子島、沖永良部島
だいこん <small>加工</small>	春まき	播種			収穫								肝属、始良、曾於
	夏まき	収穫											始良
	秋まき	播種			収穫								曾於、南薩、肝属
	冬まき	播種			収穫								曾於、肝属、南薩、始良
さといも	春まき	植付			収穫								肝属、南薩
	早掘				植付								曾於
	普通			植付									沖永良部島、与論島
		収穫											肝属、曾於、始良、川薩
ばれいしょ	早掘			収穫									出水、沖永良部島、徳之島、種子島、肝属
	春作	植付			収穫								出水
	秋作	収穫											出水
	加工	植付			収穫								出水、肝属、曾於
根深ねぎ	春まき	播種											肝属、南薩、伊佐
	夏まき	収穫			植付								南薩、伊佐、始良
	秋まき	収穫			播種								南薩、始良、日置
	冬まき	播種	植付										伊佐、始良
キャベツ	高茎	収穫											指宿、南薩、曾於
	初秋			収穫									指宿、肝属、曾於
	晚秋			収穫									肝属、曾於

作物	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	主な产地
はくさい	普通 冬まき 夏まき 秋まき	播種 植付 収穫	植付 収穫				播種	植付	植付	収穫	播種		曾於, 肝属 始良
ブロッコリー		収穫					播種	植付		収穫			肝属, 始良
にんじん	春まき 秋まき	収穫					播種	播種	播種	植付	収穫		種子島, 出水, 肝属, 喜界島
ごぼう	普通 掘		播種					播種		播種		播種	肝属 肝属
かぼちゃ	新 半促成 早熟 抑制	収穫					播種	播種	播種	播種	収穫		肝属, 曾於, 川薩, 伊佐, 始良 曾於 肝属, 曾於 肝属, 曾於
きゅうり	促成 半促成 普通 抑制		播種	植付	植付	収穫		播種	植付	収穫	播種		肝属, 曾於 肝属 始良 曾於
さやえんどう	普通 半促成 早熟 抑制	収穫	植付	植付	収穫		播種	植付	植付	収穫	播種		指宿, 出水, 南薩 指宿, 肝属, 種子島 肝属
さやいんげん	促成 半促成 早熟 抑制		播種	植付	収穫		播種	播種	播種	収穫	播種		肝属, 沖永良部島 肝属 肝属, 与論島 肝属
そらまめ	露地 普通	収穫					播種	植付		収穫			指宿, 南薩, 肝属 出水, 南薩, 肝属
ピーマン	促成		収穫				播種	植付		収穫			南薩, 肝属 曾於
オクラ	普通 半促成 早熟 普通			収穫			播種	植付					南薩, 曾於, 川薩 指宿, 南薩 鹿児島, 出水 指宿, 肝属, 出水
いちご	促成						鉢受け		植付		収穫		曾於, 日置, 川薩, 出水, 始良, 肝属, 南薩
みかん	ハウス 露地	開花					収穫			収穫			曾於, 出水, 日置 出水, 日置, 川薩
紅甘藷		収穫			開花								出水
ぽんかん		収穫			開花								屋久島, 種子島, 大隅, 南薩



本県では、南北600kmの地理的条件を生かし、特産野菜のリレー出荷を行っています。

主な品目	作型	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
ばれいしょ	早掘～春作								徳之島, 沖永良部島				
								種子島					
								大隅					
								出水					
								出水					
さといも	早掘								徳之島, 沖永良部島, 与論島				曾於
	普通												
								大隅, 曽於					
そらまめ	冬どり								指宿, 種子島				
	普通									南薩, 出水			

参入企業等が活用できる主な補助事業

(令和5年度実施予定)

補助事業名	内 容
農地耕作条件改善事業 農地中間管理事業を重点的に実施する区域において耕作条件の改善等を支援	<p>1 相談窓口 市町村 2 事業主体 市町村 3 事業内容 地域のニーズに応じた区画の拡大や暗渠排水等のきめ細やかな基盤整備や高収益作物への転換、スマート農業などの先進的な営農体系の導入等を支援 4 補 助 率 (1) 定率助成：中山間地域の場合55%以内、奄美の場合60%以内、それ以外は50%以内 (2) 定額助成：事業に対する50%程度の定額を助成 5 その他の (1) 事業実施区域は、「農地中間管理事業を重点的に実施する区域」が条件 (2) 採択要件 ・事業費：200万円以上 ・受益者数：農業者2者以上</p>
農地利用効率化等支援事業 (融資主体支援タイプ) 融資を活用して農業用機械・施設等の導入等を行う場合、融資残の自己負担分の一部を助成	<p>1 相談窓口 市町村 2 事業主体 市町村 3 取組主体 地域計画のうち目標地図に位置づけられた者など 4 事業内容 ・農産物の生産その他農業経営の開始又は改善に必要な施設等の取得、改良、補強又は修繕 ・農地等の造成、改良又は復旧 5 補 助 率 【3/10以内】 ※ 1経営体当たり上限：300万円 ・目標地図に位置づけられた者のうち経営面積の拡大等を目指す者：600万円 ・先進的農業経営確立支援タイプ 個人1,000万円 法人1,500万円</p>
かごしまの農業未来創造支援事業 農業・農村の振興に資する施設等の整備を支援	<p>1 相談窓口 市町村 2 事業主体 原則として、市町村、JA、農業公社又は3戸以上の農業者で組織する団体 3 事業内容 (1) 新規就農者育成対策 機械・施設等の取得・改良又はリース、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植等 (2) 産地づくり対策 栽培施設、共同利用機械・施設、優良品種系統等への改植・高接ぎ (3) 農村づくり対策 環境施設、加工施設、交流施設 4 補 助 率 (1)【3/4以内】 (2), (3)【1/3以内（奄美大島南部地域は1/2以内）】 ※ 補助金額の上限は1,000万円</p>
活動火山周辺地域防災営農対策事業 降灰等による被害を軽減・防止するため、被覆施設や洗浄施設の整備等を支援	<p>1 相談窓口 市町 2 事業主体 市町、JA、土地改良区又は農業者の組織する団体等で、原則として農業者3者以上を含む団体 3 対象地域 県本土全域 4 事業内容 被覆施設（野菜、花き、果樹）、洗浄施設（茶、野菜、果樹、葉たばこ）、飼料作物収穫調製用等機械施設、土壤矯正等 5 補 助 率 被害激甚地域【75%以内】 (旧鹿児島市、旧桜島町、旧吉田町、旧福山町、垂水市、旧輝北町) 一般地域【65%以内】 (上記以外)</p>

※ 補助事業の活用については、事業毎に詳細な要件を満たす必要があることから、必ず事前に市町村へ御相談をしてください。

参入企業等が活用できる主な補助事業等（市町村等）

令和5年1月時点

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
鹿児島市	新規就農者研修事業	就農が現実的となってきた方に対して、営農に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、3ヶ月から6ヶ月間の実践研修を行うもの	・市内に住所を有する18歳以上50歳未満の者（特例あり） ・研修終了後、本市内で野菜又は花き等の栽培に従事し、これを生業とする意欲ある者 ・研修の全過程に参加可能である者	無料	鹿児島市農政総務課扱い手育成係 TEL:099-216-1515
日置市	遊休農地解消事業費補助金	市内に所在する遊休農地に利用権を設定、又は売買で取得し、遊休農地の解消を行った農業者等に対し、補助金を交付	次に掲げる要件を全て満たす者。 ①市内に住所または所在地を有すること ②当該事業が他の補助金等の交付を受けていないこと ③事業を実施した年度から起算して3年以上継続して当該農地の耕作を行うこと	①事業を委託して施工する場合 3千円/1a当たり ②事業を自ら施工する場合（重機等の借上げで施工）2千円/1a当たり ③事業を自ら施工する場合（重機等の借上げをしない）千円/1a当たり（上限20万円）	日置市農業委員会 TEL:099-274-2124
南さつま市	遊休農地解消対策奨励金交付事業	市内に所在する遊休農地に利用権を設定、又は売買で取得し、遊休農地の解消を行った個人及び団体に対し、奨励金を交付	・対象となる面積は3a以上で、5年以上の耕作が必要	10a当たり2万円を交付（20円/m ² ）	南さつま市農業委員会 TEL:0993-76-1707
南九州市	南九州市遊休農地等活用条件整備事業	遊休農地の活用を図るため、簡易なほ場整備を行う認定農業者等に対して補助金を交付する	・市内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者及び人・農地プランに掲載されている中心経営体 ・遊休農地等を整備し、売買又は貸借し、5年以上継続して耕作すること	10a当たり10万円の3分の1以内、上限20万円	南九州市農業委員会 TEL:0993-36-1111（代表）
指宿市	指宿市遊休農地再生事業	遊休農地等を活用して農業生産性の向上を図る目的で農地の再生事業を行う認定農業者等に対して補助金を交付	下記の要件を満たす個人又は法人 ・遊休農地を農業経営基盤強化促進法等に基づき、売買又は賃借した者 ・再生事業を実施しようとする認定農業者・認定新規就農者又は申請時点において「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として掲載のある者 ・当該再生事業を行う農地を事業実施後5年以上継続して営農すると見込まれる者	10a当たり3万円を限度とする ただし、10a当たり3万円未満の経費で再生事業が実施されるときは、その額を限度とする また、同一の農地に対する助成金の交付は1回限りとする	指宿市農業委員会 TEL:0993-22-2111

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
阿久根市	阿久根市農作物鳥獣害防止施設整備事業	鳥獣の被害防止の用に供する防護柵及び防鳥網の設置に要する経費に対し、補助金を交付	市内の農業者であって、5アール以上の農地及び竹林において防護柵又は防鳥網を設置する者	補助対象経費の1/2以内 ①出荷実績のない個人 限度件数：1件/年度 限度額：3万5千円/件 ②出荷実績のある個人・3戸以上の隣接する農地等の所有者又は耕作者で組織された団体 限度件数：1件/年度 限度額：7万円/件 ③法人・認定農業者 限度件数：2件/年度 限度額：7万円/件	阿久根市農政課 TEL:0996-73-1142
	阿久根市耕作放棄地解消対策事業	耕作放棄地を利用して農業生産活動を行う農業者又は農業者の組織する団体に対し、耕作準備に要する経費の一部を助成	新規に耕作放棄地を取得し、又は借り受け、事業を実施する市内の農業者等 ※事業実施後3年間以上継続して耕作すること	①耕作準備に係る補助金 ・草刈等 補助対象経費の1/2以内（上限額：2万円/10アール） ・障害物除去、拔根整地等 補助対象経費の1/2以内（上限額：10万円/10アール） ②農業生産活動に係る補助金 5万円/10アール	阿久根市農政課 TEL:0996-73-1142
	阿久根市子牛生産出荷奨励事業	子牛を出荷する市内の畜産農家に対し、補助金を交付	市内の畜産農家	出荷された子牛1頭につき3千円	阿久根市農政課 TEL:0996-73-1142
	阿久根市内産素畜導入事業	市内に住所を有する農家及び農事組合法人が行う肥育用和牛の導入を助成	市内の畜産農家	導入した素畜1頭につき1万円	阿久根市農政課 TEL:0996-73-1142
姶良市	市単独営農活性化条件整備事業	農業用機械、被覆施設、付帯施設導入に係る経費の一部を助成	・本市認定農業者の会に属する認定農業者	①受益面積 ・野菜、花きの場合：0.1ha以上 ・水稻、飼料作物、果樹等の場合：1.0ha以上 ②総事業費 30万円以上200万円以下（申請時）	姶良市農政課 農政係 TEL:0995-52-1211（内線223）
湧水町	園芸作物チャレンジ支援事業費補助金	比較的高い収入が期待できる園芸作物の生産を支援することにより、農家の経営安定を図るために対象作物の栽培に係る種苗購入費に対して補助金を交付	・町内に住所を有する者 ・販売を目的として新たに補助対象作物を0.5アール以上栽培する農業者 ・町税等の滞納がない者 補助対象作物は湧水町の戦略作物（白ネギ、ゴーヤ、キャベツ及びゴボウ）を除く園芸作物	設置に係る資材費の2分の1 ただし、補助金限度額は原則として1経営体当たり10万円に消費税等を加算した額とする	湧水町産業振興課農政係 TEL:0995-74-3111

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
湧水町	湧水町金山白ネギ振興対策事業	金山白ネギの生産振興と農家所得の向上及び経営の安定化を図るため、育苗に要する経費及び生産機械等の整備に対して補助金を交付	・本町の野菜振興会に加入する農業者及び営農集団 ・町税に未納がないこと	・育苗補助1/2以内(農協から購入した箱苗代) ・機械整備事業1/3以内(生産計画面積により、事業限定額の設定あり)	湧水町産業振興課農政係 TEL:0995-74-3111
伊佐市	伊佐市園芸産地継続支援事業（仮称）	①購入苗代もしくは育苗経費の一部助成 ②機械導入経費の一部助成	・新規、面積拡大の取組みであること。 ・販売実績があること。	・①は経費の2分の1以内(面積要件あり) ・②は経費の2分の1(上限あり)	伊佐市役所農政課農業政策係 TEL:0995-23-1311（代表）
	伊佐市肉用牛規模拡大事業	繁殖雌牛を農家へ一定期間貸付け、償還終了後に譲渡。自家保留牛も対象。	・市税の納入状況が良好で貸付が必要な方	育成牛は6年間、成牛は3年間の貸付で、1頭当たりの貸付上限額は50万円。貸付(枠)最大8頭まで。	伊佐市役所農政課畜産係 TEL:0995-23-1311（代表）
	伊佐市特定優良種雌牛保留導入事業	肉用牛の増頭及び維持で市場の出場頭数の安定化を図り、且つ、質の高い雌子牛を市内に保留・導入するもの者に補助金を交付。	・薩摩中央家畜市場に出場する子牛で、子牛展示会(さつま町・薩摩川内市)・品評会(伊佐市)において保留牛及び秀賞牛に指定された産子であること。 ・市税の納入状況が良好な方。 ・対象牛は特別な理由がない限り3年間以上飼養することができる方。	・品評会等で保留牛に指定され自家保留した場合：15万円 ・品評会等で秀賞牛に指定され自家保留した場合：7万円 ・品評会等で保留牛又は秀賞牛に指定され、市場で導入(本人を含む)した場合及び月雌平均価格との差が1万以上あった場合(消費税は含まない)：平均価格との差額の1万円未満を切捨てた額(上限20万円)	伊佐市役所農政課畜産係 TEL:0995-23-1311（代表）
	牛舎施設整備事業	繁殖牛飼養農家の増頭や飼養環境改善(分娩室や子牛育成牛舎)のための牛舎整備を支援。	・市税の納入状況が良好な方。 ・おおむね5年以内に建築面積に応じた規模拡大が見込まれる方。 ・分娩室や子牛育成牛舎を整備することにより収益性の向上が見込まれる方。(ほか要件あり)	1/3以内、上限50万円	伊佐市役所農政課畜産係 TEL:0995-23-1311（代表）

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
鹿屋市	鹿屋市遊休農地解消対策事業	農地法又は農業経営基盤強化促進法による所有権移転、賃借権設定を行った遊休農地を解消する経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する農業者等 ・農用地区域内にある遊休農地で、面積が10a以上または自作地と接続する農地 ・新規に農地法又は農業経営基盤強化促進法による所有権移転、賃借権設定を行った農地 ・除伐、プラウ耕、ロータリーゲン等により耕作可能な農地に再生すること ・市税の滞納がないこと 	<p>① (本人施工) 限度額1万円 (10a当), 限度額又は事業費のいずれか低い額</p> <p>② (業者施工) 限度額1万5千円 (10a当), 限度額又は事業費のいずれか低い額</p>	鹿屋市農業委員会 TEL:0994-31-1131
垂水市	垂水市荒廃農地再生事業	荒廃農地を再生する取組や営農開始後のフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借により当該農地を再生し5年以上継続して営農することが見込まれる農業を営む個人、法人及び集落営農等団体 	補助額 4万円以内/10a	垂水市農林課 農政係 TEL:0994-32-1224
	垂水市有害鳥獣被害防止施設等（電気柵、金網、防鳥網その他の資材を用いて有害鳥獣の耕作農地等への侵入を防止する施設又は設備）の資材購入費に対する助成	<p>市内に住所を有し、本市の区域内において営農している個人及び法人で以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者 ・認定新規就農者又はこれに準ずる者 ・販売を目的として農業経営を行っている農業者であって、その経営耕地面積が10アール以上であり、直近一年間の農畜産物販売額が50万円以上である者 	<p>補助率 1/2以内 上限額 【法人】 10万円 【個人】 認定農業者 5万円 認定新規就農者 5万円 上記以外 3万円</p>	垂水市農林課 振興係 TEL:0994-32-1224	
肝付町	肝付町就農者経営支援事業補助金	生産性向上の取り組みのための条件整備に要する以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス建設に係る経費 ・ハウスの附帯設備に係る経費 ・圃場整地に係る経費 ・圃場内の排水等の機能を向上させる経費 ・その他、生産する農地に係る経費で生産性向上が図れる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者または認定新規就農者 ・町内に住所を有していること ・町税等に未納がないこと 	対象経費の1/2以内、上限50万円	肝付町農業振興課農政係 TEL:0994-65-8417
	肝付町営農振興事業	園芸品目の面積拡大や新規品目の導入、生産性の向上、省力化、出荷調整の取り組みに要する機械や機材を整備する経費に助成 <ul style="list-style-type: none"> ・専用機械及び専用機材、専用アタッチメントに係る経費 <p>【認定新規就農者のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕耘用機械 ・薬剤散布用機械 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者、認定新規就農者、集落営農 ・町内に住所を有していること ・町税等の未納がないこと ・野菜・果樹・花き・水稻・雑穀、いも類、豆類・工芸作物生産者 	対象経費の1/2以内、上限50万円	肝付町農業振興課農政係 TEL:0994-65-8417

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
曾於市	園芸振興事業	野菜、普通作、花き、果樹、たばこ等の推進品目を対象として、環境にやさしい生産の推進、高品質安定生産の推進及び省力化・低コスト化の推進を図るために必要な施設・資材・機械・器具の整備等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有し、居住する者又は団体 市が実施する各事業等に協力する者 国県補助事業で採択可能なものは除く 	対象事業費の1/3以内、上限100万円（ハウスのみ）	曾於市農政課 営農推進係 TEL:0986-76-8808
志布志市	志布志市農業経営収入保険加入推進事業補助金	農業経営収入保険への加入を推進する。	市内に住所を有する農業経営主（市内に本店の所在地を有する法人を含む。）であつて、かつ、市税等を滞納していない者で、令和2年度以降に農業経営収入保険に加入了したもの。ただし、保険方式の補償割合及び支払率が、70パーセント以上を選択した場合に限る。	農業経営収入保険に加入した農業経営主の直近5年を限度とする青色申告によって算定された農業経営収入保険における対象収入額を平均した額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。） (1) 事業期間中初めて加入した年度（上限15万円） 0.5パーセント (2) 事業期間中初めて加入した年度の翌年度及び翌々年度（上限10万円。ただし、継続して加入している場合に限る。） 0.3パーセント	志布志市役所農政畜産課農政係 TEL:099-474-1111
大崎町	大崎町次世代担い手確保・支援事業	町内で農業を営む新規就農者の初期投資の軽減及び経営の早期安定を図るため、新規就農者が行う以下の事業の助成を行う。 (1) 空きハウスの修繕 (2) ハウス新規設置に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> 認定新規就農者 町内に住所を有し、町内で農業を営む予定の者 申請者及び世帯全員について、町税の滞納がないこと 事業内容について、単年度で完了すること 事業の対象になる設備は、原則として残存耐用年数が概ね5年以上。※中古資材を活用して施設を整備する場合で、整備により上記の耐用年数以上の利用が見込まれる場合はその限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規就農者が自らの経営において使用するものに係る修繕、設置に要した費用の2分の1以内（※限度額あり 修繕：町推奨作物（ピーマン）50万円/それ以外の作物25万円 新規設置：町推奨作物（ピーマン）100万円/それ以外の作物50万円） 	大崎町農林振興課営農推進係 TEL:099-476-1111
西之表市	さとうきび反收回向上対策事業	市農業振興公社への作業委託に掛かる料金の一部助成 ①土壤改良作業 ②植付作業 ③中耕、培土、葉剤散布作業	市内在住のさとうきび生産者及び新規作付希望者	1/3以内	西之表市農林水産課 TEL:0997-22-1111

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
南種子町	土壤分析支援	土壤の診断・分析を行い合理的な施肥並びに土壤改善を普及推進し、土地生産力を高め、農業所得の向上と農業経営の安定を支援	町内に住所を有し、居住する者	無料	南種子町総合農政課農業振興係 TEL:0997-26-1111
	肉用牛貸付基金事業	優良繁殖雌子牛及び繁殖牛を貸し付けることにより、肉用繁殖雌牛の改良促進と畜産経営の安定を支援	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住所を有し、居住する者 肉用繁殖雌牛の改良に意欲があり、適切な飼養管理が可能な者 	<ul style="list-style-type: none"> 優良繁殖雌子牛せり価格70万円 繁殖牛は、せり価格80万円 	南種子町総合農政課畜産振興係 TEL:0997-26-1111
屋久島町	認定農業者支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> 国・県の補助事業又は融資を活用して機械・施設等の整備を行う場合の費用の自己負担分を助成 複式簿記、経営管理等経営改善のための機器を購入する場合の自己負担分を助成 先進地での技術取得に係る費用 	認定農業者 認定新規就農者	2分の1以内（上限30万円）	屋久島町産業振興課技術支援係 TEL:0997-43-5900
	屋久島町果樹苗木購入事業	果樹(ほんかん・たんかん)苗木10本以上購入に対して、購入費用の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住所を有し、居住する者 経営面積30a以上もしくは農産物販売金額が50万円以上の農家 	3分の1以内（上限5万円）	屋久島町産業振興課技術支援係 TEL:0997-43-5900
奄美市	農業研修センター研修事業	農業の基礎知識及び栽培技術の習得等（原則2年間）	<ul style="list-style-type: none"> 本市に住所を有する者 研修開始日の年齢が18歳から60歳以下の者 	研修に係る経費は原則市負担 ※日額5,800円の研修助成金あり。ただし、農業研修生を助成する他の制度との重複支給は行わない。	奄美市農林水産課農指導係 TEL:0997-52-1111
	重点品目生産拡大対策助成事業	カボチャ及び実エンドウ栽培の資材及び種子購入費の一部助成	奄美市に在住するカボチャ・実エンドウ共販農家で、JAを通じて資材を購入した者	4/10以内	奄美市農林水産課農指導係 TEL:0997-52-1111
	奄美大島選果場利用促進助成事業	奄美大島選果場の利用料金を助成	奄美市に住所を有する、奄美大島選果場利用者	選果手数料26円/kg助成（良品以上対象）	奄美市農林水産課管理係 TEL:0997-52-1111
	奄美市重点品目生産向上対策事業	畜産用簡易資材購入費の一部助成	奄美市内に居住する主として農業を営む者	1/3以内	奄美市農林水産課農指導係 TEL:0997-52-1111
	奄美市肉用牛導入事業	繁殖雌牛と雌牛導入にかかる費用の一部（上限17万円/頭）を6年間貸し付けた後、繁殖雌牛を譲渡	繁殖雄牛購入価格と購入に要した諸経費の合計額が35万円以上の者。	貸し付け上限額17万円/頭(6年間)	
	奄美市肉用牛生産基盤維持支援対策事業	肉用牛繁殖農家が繁殖雌牛を導入(セリ市等で購入、自家保留)した際に補助金を交付	奄美市に住所を有し、対象家畜を善良な管理をもって飼養するもの	購入:7万円以内/頭（セリ価格が50万円以上） 自家保留牛:3万5千円以内/頭	
	豚増頭支援対策事業	母豚及び種豚の増頭に対し補助金を交付	奄美市に住所を有し、当該年度において母豚及び種豚を増頭した農家	母豚の増頭:2万円以内/頭 種豚の増頭:1.5万円/頭	

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
宇検村	うけんブランド確立事業	あまみ農協で共販・委託選果を通し、品質：良以上のたんかんに対して選果手数料の助成。委託選果に関しては村独自デザインのダンボールの配布と出荷助成金を助成。	・村内でたんかんを生産している農家 ・村税等を完納していること	選果手数料：1kg当たり26円 委託選果を通したたんかんに対してダンボールの配布 出荷助成金：1kg当たり100円	宇検村産業振興課 TEL：0997-67-2215
	宇検村パイプハウスリース事業	農業用パイプハウス（K6N型1棟）を7年間リースし、期間満了後は借受人へ譲渡	・村内在住で60歳以下の者 ・村税等を完納していること ・設置する土地は借受人が準備すること ・その他	月額リース料 10,000円	宇検村産業振興課 TEL：0997-67-2215
	宇検村鳥獣対策資材購入費補助金交付事業	村内農家を対象に農地への鳥獣被害対策用資材を購入した際に10万円を上限とし、購入金額の半額を助成	・村内在住農家 ・村税等を完納していること	10万円を上限とし、購入金額の半額を助成	宇検村産業振興課 TEL：0997-67-2215
瀬戸内町	農業・農村対策事業	荒廃農地の解消（重機による伐採、簡易な整地等）	・瀬戸内町内の農業者又は農地所有適格法人 ・町が定める重点・推進品目が対象（特例あり）	3万円/10aの自己負担（それ以外に係る経費は不要）	瀬戸内町農林課農政係 TEL：0997-72-1174
	営農支援センター研修事業	農業の基礎知識及び栽培技術の習得等（1年間）	・町内在住者、研修終了後町内で就農を行うこと ・60才未満（特例措置あり） ・その他	研修に係る経費は全て町負担	瀬戸内町農林課営農畜産係 TEL：0997-72-1174
	果樹产地育成支援事業	町の重点振興品目の果樹（たんかん、津之輝、アボカド）苗木購入費の半額助成	・町内在住の農家 ・瀬戸内町農業振興会の加入者 ・その他町が認める生産者団体	苗木購入費の2分の1以内	瀬戸内町農林課農政係 TEL：0997-72-1174
龍郷町	荒廃農地解消事業	荒廃農地の再生作業（伐採・集積・耕耘等）に係る経費の一部を補助	・町内在住農家 ・町税等を完納していること ・賃借契約により3年以上営農すること	経費の1/2または 15,000円/a上限	龍郷町農林水産課 TEL：0997-69-4524
	龍郷町重点品目生産拡大対策補助事業	カボチャ栽培の資材及び種子購入費の一部助成	・町内に在住するカボチャ共販農家で、JAを通じて資材を購入した者	経費の1/2以内	龍郷町農林水産課 TEL：0997-69-4524
	龍郷町たんかん販売対策支援事業	あまみ農協へたんかんの共販・委託選果にかかる費用（選果料、選果利用料、集荷運賃）の助成	・名瀬朝戸選果場の光センターを通し「良品」以上の階級であること ・本町在住のJA果樹部会員	対象経費の全額	龍郷町農林水産課 TEL：0997-69-4524
	龍郷町肉用牛導入事業	本町が繁殖雌牛を計画的に購入し一定期間貸し付けた後、導入者へ譲渡	・繁殖雌牛購入価格と購入に要した諸経費の合計額	限度額60万円/頭	龍郷町農林水産課 TEL：0997-69-4524
	畜産用簡易資材購入補助事業	畜産用簡易資材の一部助成	・町内に在住する畜産農家で、JA等を通じて資材を購入した者	経費の1/2以内	龍郷町農林水産課 TEL：0997-69-4524
	龍郷町堆肥助成事業	堆肥購入費用の一部助成	・町内在住農家 ・町税等を完納していること ・町内に農地を所有する農家	堆肥1袋につき、認定農家 5,000円 農協生産部会員 3,000円 一般農家 1,000円	龍郷町農林水産課 TEL：0997-69-4524

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
龍郷町	龍郷町苗木助成事業	苗木購入費用の一部助成	・町内在住農家 ・町税等を完納していること ・町内に農地を所有する農家	購入費用の1/2以内	龍郷町農林水産課 TEL:0997-69-4524
	龍郷町パイプハウスリース事業	農業用パイプハウス（K6N型1棟）を7年間リースし、期間満了後は借受人へ譲渡	・町内在住で60歳以下の者 ・町税等の未納がないこと ・設置する土地は借受人が準備すること ・その他町長が必要と認めること	月額リース料 10,000円	龍郷町農林水産課 TEL:0997-69-4524
	鳥獣被害対策実践事業	イノシシ侵入防止柵（ワイヤーメッシュ）の資材助成	・町内のほ場で営農している農家及び農地の所有者 ・町税等を完納していること	無料	龍郷町農林水産課 TEL:0997-69-4524
喜界町	喜界町地域園芸活性化事業	①ビニルハウス ②防風ネット整備 ③動力噴霧器、管理機整備 ④植付機 ⑤収穫台車 ⑥町推進露地野菜栽培に係る資材補助 ⑦防風樹苗補助	・園芸作物の出荷を前提とした栽培を行う者 ・税金等の滞納がない者 ・定款にて農業事業を謳っていること ・その他要件有り	①、③～⑦：2分の1以内（ただし ①上限500万円 ③上限10万） ②：3分の2以内	喜界町営農支援センター TEL:0997-65-0692
	ゴマ機械助成事業	バインダー、選別機（トウミ）、播種機、管理機の購入費助成	・税金等の滞納がない者 ・定款にて農業事業を謳っていること ・ゴマを栽培している生産者、又は新たに行う者	3分の1以内（上限は15万円）	喜界町役場農業振興課 TEL:0997-65-3689
	喜界町遊休農地解消対策事業	荒廃農地の再生作業（草刈り・抜根・耕耘等）に係る経費の一部を補助	・農家基本台帳に登載されている者 ・農地として利用できるよう整備する者 ・農業委員会が遊休農地として認めた農地	35,000円/10a	喜界町役場農業振興課（農業委員会） TEL:0997-65-3692
徳之島町	遊休農地等解消事業	遊休農地を借り受けて農業生産の向上を図る目的で簡易な土地条件整備事業について支援	人・農地プランに位置付けられた中心経営体	2万円/10a（上限10万円）	徳之島町農林水産課農政係 TEL:0997-82-1150（内線321）
	園芸施設機械等補助事業	生産基盤を強化するとともに付加価値の高い農業生産の推進に必要な対策を支援 ①農業機械及び農業用施設の整備 ②集出荷施設の整備 ③ハウスの整備	実施要綱による	①2分の1以内（上限10万円） ②③1/2以内（上限100万円）	徳之島町農林水産課農産係 TEL:0997-82-1150（内線323）
	優良雌牛自家導入事業	優良雌牛自家保留による増頭の取組を支援	農業者	10万円／頭（上限1農家2頭）	徳之島町農林水産課畜産係 TEL:0997-82-1150（内線322）
	畜産振興事業	小規模農家を中心に機械器具等（子牛ハッチ、スタンチョン等）の購入費用を助成	畜産農家	購入費用の1/2以内	徳之島町農林水産課畜産係 TEL:0997-82-1150（内線322）

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
天城町	農地再活性化支援事業助成	遊休地、耕作放棄地の開墾 (さとうきび作限定)	さとうきび農家	経費の2/3以内 もしくは定額助成 (上限51,800円/10a)	天城町農政課 糖業係 TEL(直通) 0997-85-5262
	自家保留・導入助成事業補助	自家保留、繁殖素牛導入	畜産農家	自家保留牛 10万円 繁殖素牛 10万円	天城町農政課 畜産係 TEL(直通) 0997-85-5249
	園芸品目管理機械導入補助	トラクター用植付機・堀取機・穴掘機	園芸農家	40%以内助成	天城町農政課 園芸係 (農業センター) TEL(直通) 0997-85-2214
伊仙町	伊仙町肉用牛特別導入事業	1頭導入につき導入代金の30万円まで貸付(無利子・5年償還)	・全畜産農家 ・町内に住所を有し、居住する者 ・町税等に未納がないこと	上限30万円/1頭	伊仙町経済課 畜産係 TEL:0997-86-3111
	畜産資材導入補助事業	畜産資材であるカウハッチ・スタンチョン、監視カメラ、牛温恵、シリンドーカッタの導入補助	・全畜産農家 ・町内に住所を有し、居住する者 ・町税等に未納がないこと	2分の1	伊仙町経済課 畜産係 TEL:0997-86-3111
	優良種雌牛増頭奨励事業	自家保留もしくはセリ市購入により、増頭した畜産農家に対し、奨励金の交付	・町内に住所を有していること ・町税等の未納がないこと ・畜産に関する申告をしていること	10万円/1頭 ※年間3頭上限	伊仙町経済課 畜産係 TEL:0997-86-3111
	土壤分析支援	土壤の診断・分析を行い合理的な施肥並びに土壤改善を普及推進し、土地生産力を高め、農業所得の向上と農業経営の安定を支援	・町内に住所を有し、居住する者	無料	伊仙町農業支援センター TEL:0997-86-2711
	農業支援センター研修事業	農業基礎講座を受講し、基礎知識・栽培技術・就農計画・農業経営の学習を習得	・町内に住所を有し18歳以上で農業を始めたい方 ・研修終了後、町内において農業に従事できる者 ・1年間の研修期間のうち月20日～22日程度の出勤が可能な方	・研修に係る経費は全て町負担 ・研修生1名に対し1日4,500円の助成	伊仙町農業支援センター TEL:0997-86-2711
	園芸品目資材導入補助	実えんどう、かぼちゃ資材助成	・園芸農家	50%以内助成	伊仙町経済課 園芸係 TEL:0997-86-3111
和泊町	繁殖雌牛導入貸付事業	町有牛33万円に17万円上乗せして、導入牛に対してのみ貸し付ける。	・町有牛に準ずる ・貸付期間3年間	17万円貸付	和泊町経済課 TEL:0997-84-3518
	さとうきび病害虫防除対策事業	さとうきび登録農薬に対する助成	さとうきび農家	1/5助成	和泊町経済課 TEL:0997-84-3518
	さとうきび干ばつ対策事業	畑かん未整備地区へのトラックタンカーかん水	さとうきび農家	500円/回助成	和泊町経済課 TEL:0997-84-3518
	防風対策推進事業	防風垣苗の購入補助	・町内に住所を有し居住する者 ・農産物ほ場周辺に植栽する防風垣苗	50円/本	和泊町経済課 TEL:0997-84-3518

市町村名	事業名	事業内容	要件等	補助率等	問合せ先
和泊町	土壤診断	土壤診断に基づく土づくりを推進し、单収向上及び農業経営の安定を図るもの	・町内に住所を有し居住する者	300円/件の自己負担	和泊町経済課 TEL : 0997-84-3518
知名町	畑地かんがい園芸産地確立事業	県標準型パイプハウス建設に係る資材費助成	本町に住所を有する農業者	6/10以内	知名町農林課 TEL:0997-84-3164
	肉用牛繁殖向上対策事業	分娩監視カメラ及び発情発見装置のいずれかの導入助成	10頭以上の繁殖雌牛を飼育している肉用牛生産農家	1/2以内 (ただし上限 200千円とする。)	知名町農林課 TEL:0997-84-3164
	知名町6次産業化推進事業	町の資源や特性を活かした6次産業化推進事業に取り組む農林漁業者等に対しての支援	本町に住所を有し、6次産業化推進事業を行う者で、町税等を滞納していない者	補助率は対象経費(消費税除く)の3/4以内とし、上限を25万円とする	知名町農林課 TEL:0997-84-3164

参入企業等が活用できる主な制度資金

令和5年1月時点

資金名及び融資機関	対象者	内容等
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) 融資機関 日本政策金融公庫及び公庫の業務委託先金融機関（農協、銀行等）	○認定農業者 (農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた法人)	<p>【資金使途】 ○農業経営改善計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ・農地等：取得・改良・造成 ・施設・機械：農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設も対象 ・果樹・家畜等：購入費、新植・改植費用、育成費 ・その他の経営費：規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費など 【貸付限度額】 法人：10億円（特認20億円〔一定の場合30億円〕） 【融資率】 100% 【償還期限】 25年以内（うち据置期間10年以内） </p>
経営体育成強化資金 融資機関 日本政策金融公庫及び公庫の業務委託先金融機関（農協、銀行等）	○農業を営む法人であつて次の要件を満たす方 <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業経営開始後、決算期を2期終えていないこと 2. 5年以内に農業経営改善計画の認定を受ける計画を有していること 3. 経営改善資金計画について特別融資制度推進会議の認定を受けていること 	<p>【資金使途】 ○経営改善資金計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金 <ul style="list-style-type: none"> ・農地等：取得・改良・造成 ・施設・機械：農産物の生産、流通、加工、販売等に必要な施設・機械など ・家畜・果樹等：購入費、新植・改植費用、育成費 ・利用料の一括支払い：農地の利用権を取得する場合における権利金などの一括支払い 【貸付限度額】 負担額の80%，ただし、融資金額の上限は5億円 【償還期限】 25年以内（うち据置期間3年以内） </p>

資金名及び融資機関	対象者	内容等
農業近代化資金 融資機関 農協, 農林中央金庫, 銀行等	○農業参入法人（原則5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人で、農業経営開始後、決算を2期終えていないもの） ○農業を営む法人	<p>【資金使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営用施設の取得・改良・復旧に要する資金 ・果樹その他永年性植物の植栽・育成費用 ・家畜の購入・育成費用 ・事業費1,800万円以下の小規模な土地改良に要する経費 ・農業経営の規模の拡大、生産方式合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営改善に伴い要する資金 <p>【貸付限度額】 農業参入法人：1.5億円 法人：2億円</p> <p>【融資率】 80% (100%：認定農業者等特例措置)</p> <p>【償還期限】 資金使途に応じ7～15年以内 (うち据置期間2～7年以内)</p>
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金) 融資機関 農協, 銀行等	○認定農業者	<p>【資金使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料代、種苗代、家畜購入費、リース料、機械の修繕費、販売促進費等の農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金 <p>【貸付限度額】 法人2,000万円 (畜産・施設園芸は8,000万円)</p>

- ※ 制度資金を利用する際は、金融機関による審査に加え、県や市町村等による資金計画の認定を受ける必要があるので、事前に市町村へ御相談してください。
- ※ 貸付利率、貸付限度額、償還期限等詳細は融資機関にお問い合わせください。

企業等の農業参入相談窓口

県庁の相談窓口

鹿児島県農政部 経営技術課 経営体育成係

所在地：鹿児島市鴨池新町10番1号〔行政庁舎11階 北側〕

電話：099-286-3152

FAX：099-286-5593

Eメール：keieitai@pref.kagoshima.lg.jp（経営体育成係）

地域振興局・支庁（事務所）の相談窓口

名称	担当部署	管轄市町村	所在地	電話番号
鹿児島地域振興局	農政普及課	鹿児島市 三島村、十島村	892-8520 鹿児島市小川町3-56	099-805-7372
	日置市駐在 普及担当	日置市 いちき串木野市	899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-273-3113
南薩地域振興局	農政普及課	枕崎市、南さつま市 南九州市	897-0031 南さつま市加世田東本町8-13	0993-52-1346
	指宿市十二町駐在 普及担当	指宿市	891-0403 指宿市十二町301	0993-22-6422
北薩地域振興局	農政普及課	薩摩川内市	895-8503 薩摩川内市神田町1-22	0996-25-5532
	出水市駐在 普及担当	阿久根市、出水市 長島町	899-0202 出水市昭和町18-18	0996-63-3115
	さつま町駐在 普及担当	さつま町	895-1811 薩摩郡さつま町虎居704-2	0996-52-4514
姶良・伊佐地域振興局	農政普及課	霧島市、姶良市 湧水町	899-5212 姶良市加治木町諏訪町12	0995-63-8215
	伊佐市駐在 普及担当	伊佐市	895-2511 伊佐市大口里53-1	0995-23-5129
大隅地域振興局	農政普及課	鹿屋市、垂水市 東串良町、錦江町 南大隅町、肝付町	893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2142
	曾於畑地かんがい 農業推進センター 農業普及課	曾於市、志布志市 大崎町	899-8102 曾於市大隅町岩川15677	099-482-1120
熊毛支庁	農政普及課	西之表市、中種子町 南種子町	891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-0742
	屋久島事務所 農林普及課	屋久島町	891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2236
大島支庁	農政普及課	奄美市、大和村 宇検村、瀬戸内町 龍郷町、喜界町	894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7450
	徳之島事務所 農業普及課	徳之島町、天城町 伊仙町	891-7101 大島郡徳之島町亀津7216	0997-82-0323
	沖永良部事務所 農業普及課	和泊町、知名町 与論町	891-9111 大島郡和泊町手々知名134-1	0997-92-0164

(令和5年3月改訂)